

秋田県告示第322号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成29年6月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田市南加入区